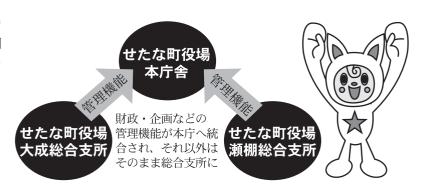
合併後の役場及び行政組織について

22 役場及び総合支所について

合併後の役場については、北檜山町役場の 現庁舎が本庁舎となり、大成町役場及び瀬棚 町役場の現庁舎は、今の組織から管理機能を 除いたなかで幅広い住民サービスを提供する 総合支所となります。



新町の組織機構について

新町の組織及び機構は「常に組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模などの適正化を図る」こととしています。 合併当初については混乱を避けるため、それぞれ現状に近い組織機構としながら今後、段階的に整備をしていく予定で す。「せたな町組織機構図」はP4~P5に掲載しております。



合併特例区について

新町では、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、3町に法人格をもった合併特例区を設置します。特例区は北檜山・大成・瀬棚それぞれ設置され、新町の運営に対する監視や提案、助言などのほか、町民皆さんの意見や要望などを、取りまとめる仕事を行い、町民協働のまちづくりを進める役割を努めます。

合併特例区の仕事

●地区懇談会 (協議会) ●コミュニティ活動支援 ●花いっぱい運動事業 (北檜山・瀬棚のみ) ●クリーン作戦事業●スクールバス及び福祉バス・患者輸送バスの運行管理委託事業●各種イベント事業●町内の地域会館などの管理

■ 役場及び総合支所の開庁・閉庁時間

合併後の役場及び各支所の開庁・閉庁時間は次のとおりとなります。

合併前			合併後	
北檜山町	開庁時間/午前8時45分 閉庁時間/午後5時30分	•	せたな町 役 場	開庁時間/午前8時30分 閉庁時間/午後5時15分
瀬棚町	開庁時間/午前8時30分 閉庁時間/午後5時15分		瀬 棚総合支所	
大 成 町	開庁時間/午前8時45分 閉庁時間/午後5時15分		大 成総合支所	

庁舎案内



● せたな町役場 本庁舎

〒049-4592 せたな町北檜山区徳島63番地1 ■01378-4-5111



● せたな町役場 瀬棚総合支所

〒049-4812 せたな町瀬棚区本町719番地 ■01378-7-3311



● せたな町役場 大成総合支所

〒043-0595 せたな町大成区都427番地 ■01398-4-5511

